

平成24年第3回（3月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成24年3月9日(金)  
開 会 10時00分 閉 会 10時38分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 15名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

是木 輝義	賀部 正直
瀬口 勝美	豊田 和義
和才 直俊	石丸 茂信
岡 万寿夫	矢頭 道雄
土屋 豊一	恒成 一治
守口 正典	若山 清敏
高原 孝幸	是木 則幸
奥家 信弘	

欠席委員の氏名 なし

4. 付議事項

議案第7号 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価  
(案) 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について  
2件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 榎 秀治

事務局職員 和才 薫

6. 会議の概要

事務局 委員の皆さんおはようございます

皆様には何かとお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。

開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 委員のみなさんおはようございます

今年は雨が多く外の仕事、麦も畑もできないような状況ですが、今後天気が回復して農作物その他が生育できる気候になればと思っています。

それでは、早速会議を始めさせていただきます。まず、本日の議事録署名人に瀬口委員と和才委員の2名を指名します。

それでは「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画

(案)について」を上程いたします。

事務局説明お願いいたします。

事務局

本町農業委員会の「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」を説明します。

まず、この点検・評価及び活動計画につきましては、「農業委員会は、毎年度1月から2月にかけて、当該年度の活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討を行うものとする。」となっております。また「農業委員会は毎年度3月末までに、当該の活動に対する点検・評価(案)及び次年度の活動計画を取りまとめ、市町村のホームページ等で公表すること」なっています。

その後は「農業委員会は 毎年度5月末までに、寄せられた意見等を踏まえて活動計画を決定し、市町村のホームページで公表すること」なっています。また、6月末までに決定した活動の点検・評価及び活動計画を国に提出することとなっております。

まず、2ページからの平成23年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価(案)についてご説明いたします。

(内容について読み上げて説明)

次に、11ページからの平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてご説明いたします。

(内容について読み上げて説明)

以上で説明を終わります

会 長

事務局から説明がありましたが、この点検や活動計画は平成22年度からの取り組みでございます。委員の皆さん何か意見・質疑はございませんか。

土屋委員

本会の議事録作成は業者に委託しているんですか。作成までどれ位かかっているんですか。また、ホームページの更新が遅れているようですがどうなのでしょう。

事務局

作成は、録音データから職員が作成しています。作成には約1ヶ月程度かかっております。ホームページの更新は議事録内容を匿名に変換したりなどの手間がかかりずっと遅れている状況ですので、全てで1ヶ月程度で出来るようにスピードアップに努力します。

石丸委員

農振の除外なども公表しないといけないのでしょうか。公表すると不動産業者が色々押しかけて迷惑しているのですが何とかありませんか。

事務局

法の手続きで告示が義務付けられていますので、しかたありませんが、ホームページや広報誌などでは公表していません。町の窓口にもアパート建設会社等の社員が「ここは農振が外れますか、転用できますか」と問合せが多く、営業のような想定案件に対する回答のしようもなく苦慮している状況です。

会 長

ホームページで公表すると全国で見れるので、文章も注意して表現しておかないといけない面もあるようです。他にありませんか。

- 会 長            それでは「平成２３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成２４年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」については原案どおり決定でご異議ありませんか。
- 事務局            それでは、この内容をホームページに掲載し、広く意見を募った後、意見を加味し決定したいと考えていますのでよろしくお願いいたします。
- 会 長            次に報告事項として「農地法第１８条第６項の規定による通知について」です。事務局より内容の説明をお願いいたします。
- 事務局            「農地法第１８条第６項の規定による通知について」の報告事項です。この２件は利用権の合意解約の報告です。  
(資料内容朗読報告)
- 会 長            この件に関しましては、報告事項ということですが、皆様方よりなにか質疑はございますか。
- 各委員            質疑なしの声あり
- 会 長            それでは、事務局からその他として年間の本委員会開催日程についての提案があるようですので説明をお願いします。
- 事務局            それでは１６ページをお願いします。先程の点検評価の議案で説明した時に「総会の日程及び公開の周知をしているか」との項目がありましたが、これを受けて年度が変わりでもありますので、一応原則的な平成２４年度の年間計画として総会日時と申請書締切日を決めさせていただき公表したいと考えています。毎月の会議時に次回の出欠確認はさせていただく予定ですので、年間計画であっても多数の欠席委員が想定される場合は臨機応変に対応したいと考えていますので是非ご承認をお願いします。
- 会 長            それではこれはこれでよろしいでしょうか。  
(異議なしの声)
- それではよろしくお願いいたします。したがって次回は４月１０日（火）午前１０時からとなりますのでよろしくお願いいたします。
- 会 長            これをもちまして委員会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

１０時３８分 閉会